

第 7 期隠岐の島町障がい福祉計画

（第 3 期隠岐の島町障がい児福祉計画を含む）

（案）

令和 6 年度～令和 8 年度



令和 6 年 月
隠 岐 の 島 町

目 次

第1章 障がい福祉計画（第7期）の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の基本理念	2
5. 計画の達成状況の点検及び評価	3

第2章 障がいのある方の状況

1. 障がいのある方の状況	4
（1）手帳所持者数の推移	4
（2）各障がいにおける状況	5

第3章 障がい福祉サービスの進捗状況

1. 訪問系サービス	12
2. 居住系サービス	12
3. 日中活動系サービス	13
4. その他のサービス	14
5. 福祉施設からの一般就労への移行	15
6. 地域生活支援事業	16
（1）理解促進研修・啓発事業	19
（2）自発的活動支援事業	19
（3）相談支援事業	19
（4）成年後見制度利用支援事業	20
（5）成年後見制度法人後見支援事業	20
（6）意思疎通支援事業	21
（7）日常生活用具給付等事業	21
（8）手話奉仕員養成研修事業	22
（9）移動支援事業	22

(10) 地域活動支援センター事業	23
(11) 日中一時支援事業	23
(12) 知的障がい者職親委託事業	23
(13) 生活サポート事業（配食サービス）	24
(14) 社会参加促進事業（障がい者自動車運転免許取得及び自動車改造事業）	24
(15) 社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）	24
(16) 社会参加促進事業（自動車航送料助成）	25
7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	26
8. 障がい児支援の提供体制の整備	27
9. 相談支援体制の充実・強化	30
10. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	30

第4章 令和8年度までの目標数値について

1. 令和8年度までの目標	31
(1) 施設入所者の地域生活への移行	31
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
(3) 地域生活支援の充実	32
(4) 福祉施設利用者等の一般就労への移行等の推進	30
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	33
(6) 相談支援体制の充実・強化等	39
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	40
2. 障がい福祉サービスの必要な見込み量及び見込み量確保のための方策	41
(1) 訪問系サービス	41
(2) 日中活動系サービス	42
(3) 居住系サービス	44
(4) 計画相談支援等	45
(5) 障がい児支援	46
(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	46
(7) 発達障がい者等に対する支援	47
(8) 障がい児の子ども子育て支援等の利用ニーズの把握等	48

3. 地域生活支援事業の必要な見込み量及び見込み量確保のための方策	49
(1) 理解促進研修・啓発事業	49
(2) 自発的活動支援事業	49
(3) 相談支援事業	50
(4) 成年後見制度利用支援事業	50
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	51
(6) 意思疎通支援事業	52
(7) 日常生活用具給付等事業	53
(8) 手話奉仕員養成研修事業	54
(9) 移動支援事業	54
(10) 地域活動支援センター事業	55
(11) 日中一時支援事業	55
(12) 知的障がい者職親委託事業	56
(13) 生活サポート事業（配食サービス）	56
(14) 社会参加促進事業（障がい者自動車運転免許取得及び自動車改造事業）	57
(15) 社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）	57
(16) 社会参加促進事業（自動車航送料助成）	58

資料

1. 障がいのある方が利用できるサービスについて	59
(1) 障がい者総合支援法による総合的な支援	60
(2) 障がい福祉サービス提供事業所について	61

第1章 障がい福祉計画（第7期）の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

国における障がい者施策は、平成17年に障がいのある方がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害者自立支援法」が制定され、これまでの施設を中心とした支援から地域での自立を支援する制度へと障がい者施策が転換されました。また、精神障がい者が対象となったことにより、それぞれの制度格差が解消されました。

平成24年には「障害者自立支援法」に代えて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が制定され、「制度の谷間」を埋めるべく障がい者の範囲に難病等を加え、地域社会における共生の実現に向けた施策を行うこととなりました。

隠岐の島町では、平成18年に第1期隠岐の島町障がい福祉計画（以下「第1期計画」という。）を策定しました。その後、3年毎に計画を策定し、町における障がい福祉施策の実施計画として推進してきました。

 第7期隠岐の島町障がい福祉計画（以下「本計画」という。）は、国の基本指針に基づいて、障がい者が日常生活または社会生活を営むための支援を総合的かつ計画的に行えるよう、障がい福祉サービス、計画相談支援等及び地域生活支援事業について、提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。また、この計画では児童福祉法の改正により障がい児福祉サービスなどの見込量を定める障がい児福祉計画を合わせて策定しています。

2. 計画の位置づけ

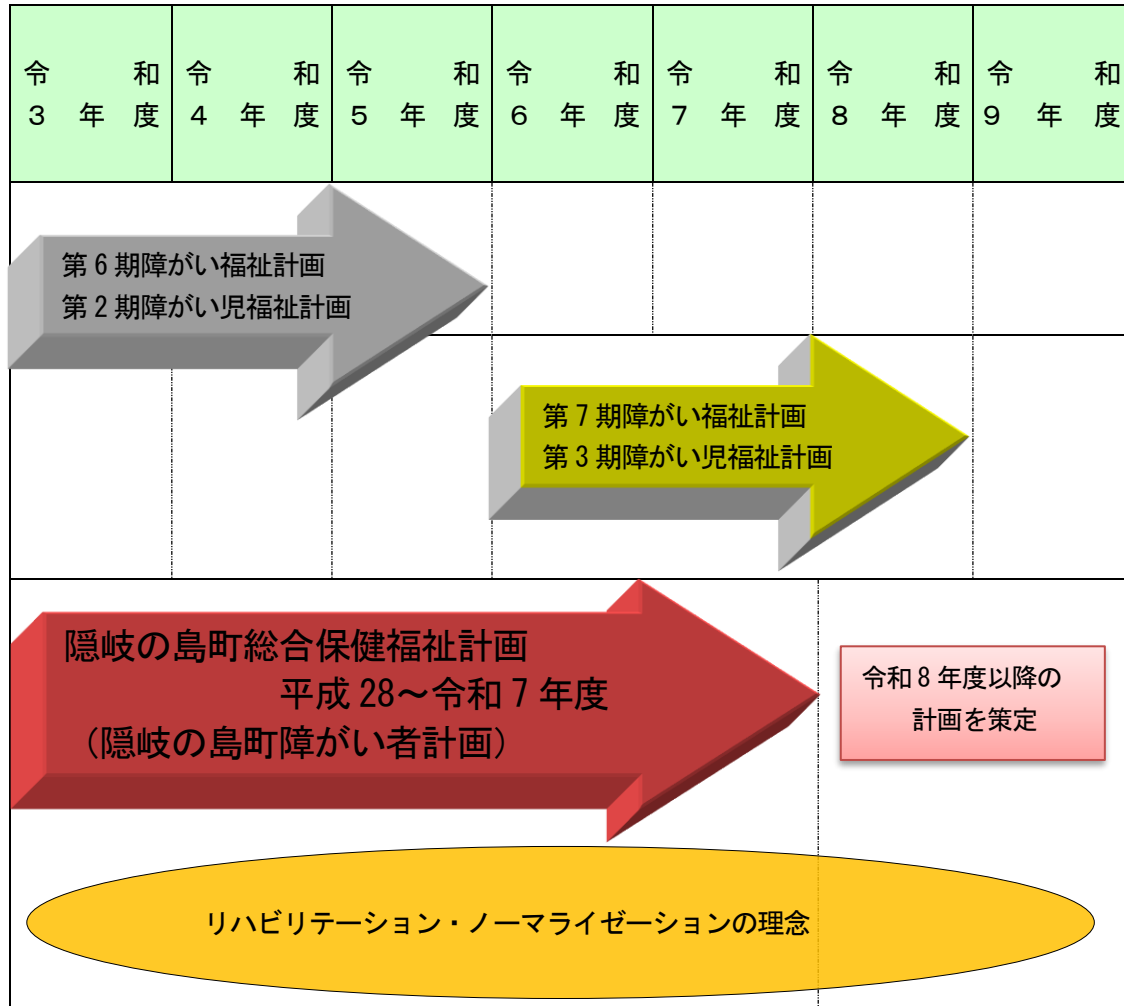
本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、平成27年度に策定した「隠岐の島町総合保健福祉計画（平成28年度から令和7年度）」におけるノーマライゼーション※・リハビリテーション※の2大理念を基本としていきます。

※ノーマライゼーション 障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会が正常（ノーマル）であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

※リハビリテーション 身体に障がいのある方が、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰・更生・療育の語が当てられる。

3. 計画の期間

- 本計画の期間は第6期計画の後を受け、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。ただし、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて本計画を見直す可能性があります。



4. 計画の基本理念

- 本計画の基となる隠岐の島町総合保健福祉計画における障がい者福祉の2大理念（ノーマライゼーション・リハビリテーション）を基本理念としつつ、以下の3点に配慮し本計画を策定します。

- ① 障がいのある方の自己決定と自己選択の尊重及びサービス提供基盤の整備
- ② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- ③ 施設入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

5. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の点検及び評価は、以下の項目について隠岐の島町地域自立支援協議会において毎年度行っていくことといたします。

- ◎ サービス提供状況
- ◎ 地域生活への移行状況
- ◎ 一般就労への移行状況
- ◎ 障がい福祉制度情報提供

障がい者差別の解消の推進について

平成28年4月に施行された障害者差別解消法では、障がい者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮を提供しないことを差別と規定し、行政機関等及び事業者に対して差別の解消に向けた具体的な取組を求めています。これまで合理的配慮の提供が義務化されていたのは行政機関等のみでしたが、令和3年度の改正により、事業者についても義務化されました（R6年4月より施行）。

隠岐の島町では、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、各機関が相談を受けた事案について意見交換するなど事案の共有等を図り、相談への対応力を強化します。

○合理的配慮の提供

町民に対して広く障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する啓発を進め、行政機関の職員、指定管理者に対しては、各機関等において必要な研修等を実施することにより、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

あいサポート※運動について



○障がいのある方の地域生活へ移行等のために

障がいのある方が、地域で生活したり働いたりする際に、障がいや障がいのある方への理解が不可欠です。島根県では、障がいや障がいのある方への理解を広め、深めるため、「あいサポート運動」を実施しています。

隠岐の島町では、「あいサポート運動」の理念を尊重し、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が住みやすい社会の実現に努めます。

○「あいサポーター」の活動を通じた暮らしやすい地域社会を

「あいサポート運動」は、「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていく運動です。「あいサポーター」は、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく活動です。

隠岐の島町では、関係機関と連携し、「あいサポーター」の輪を広げていく普及等に取り組んでいきます。

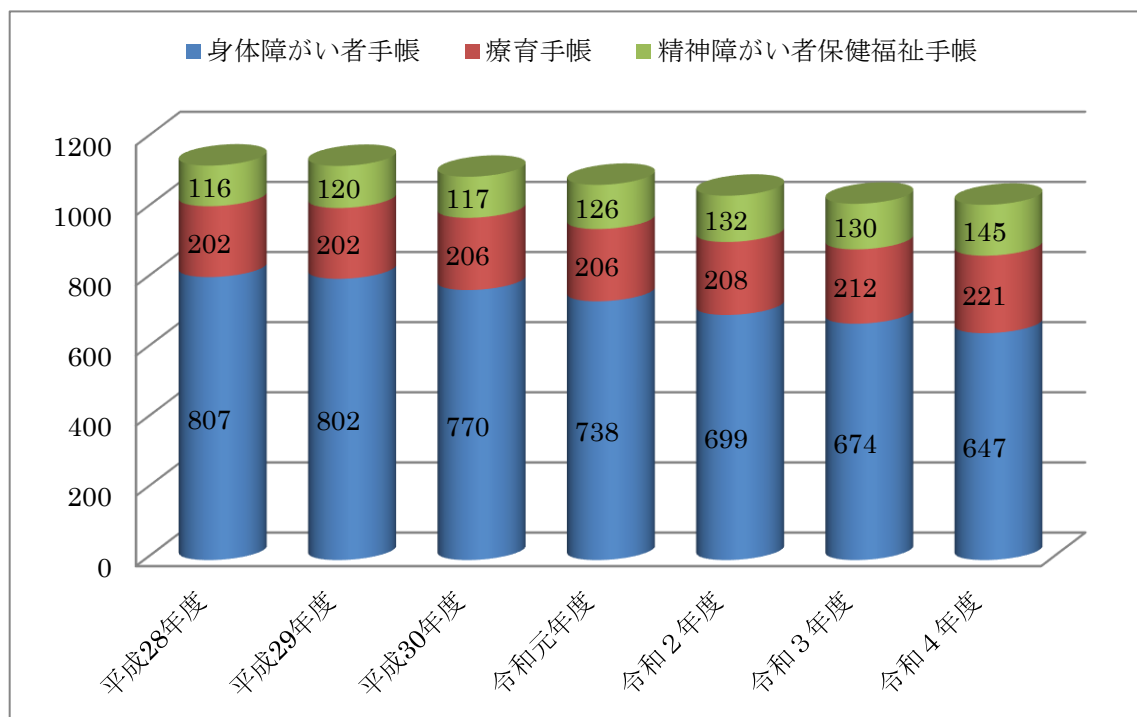
※「愛情」の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意思で行動することを意味しています。

第2章 障がいのある方の状況

1 障がいのある方の状況

(1) 手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数				(単位：人)
	身体障がい者 手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障がい者保健 福祉手帳所持者数	合 計
平成 28 年度	807	202	116	1,125
平成 29 年度	802	202	120	1,124
平成 30 年度	770	206	117	1,093
令和元年度	738	206	126	1,070
令和 2 年度	699	208	132	1,039
令和 3 年度	674	212	130	1,016
令和 4 年度	647	221	145	1,013



✚ 手帳所持者数については、1,000人程度で推移しています。

(2) 各障がいにおける状況

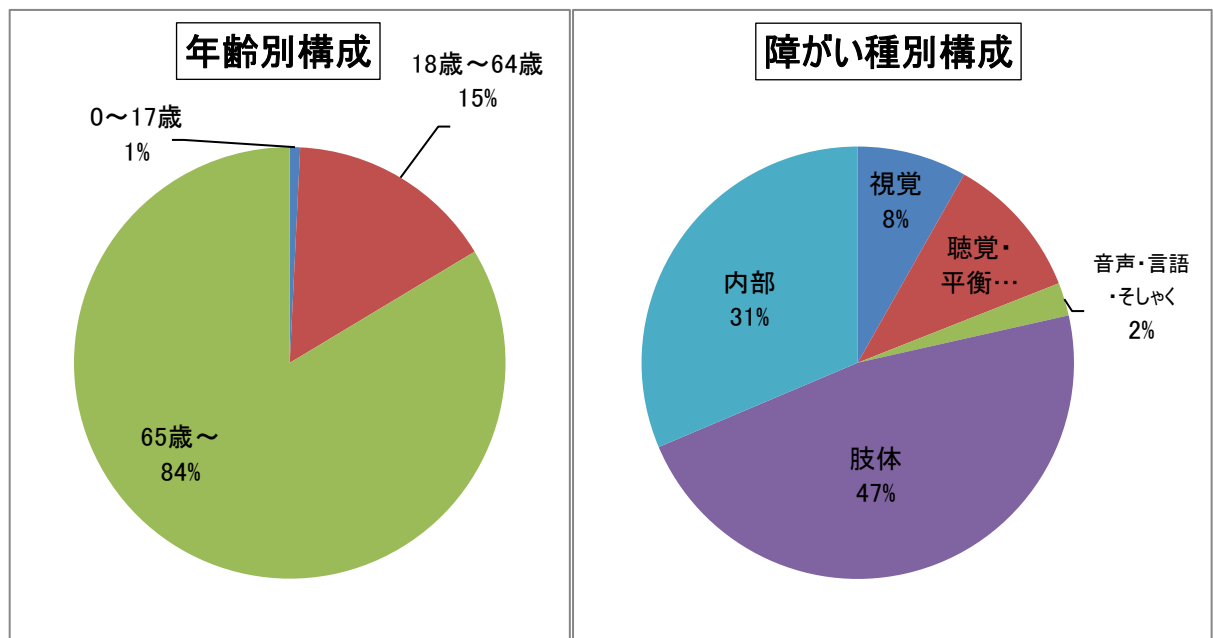
① 身体障がい者

● 障がい別手帳所持者数

(単位：人)

区 分	0～17 歳	18 歳～64 歳	65 歳～	合 計
視覚障害	0	2	51	53
聴覚・平衡機能障害	2	6	62	70
音声・言語・そしゃく機能障害	0	6	10	16
肢体不自由	1	52	252	305
内部障害	2	35	166	203
合 計	5	101	541	647

令和5年3月31日現在



本町における身体障がい者手帳所持者は、令和5年3月31日現在で647人であり、そのうちの約84%を65歳以上の高齢者が占めています。

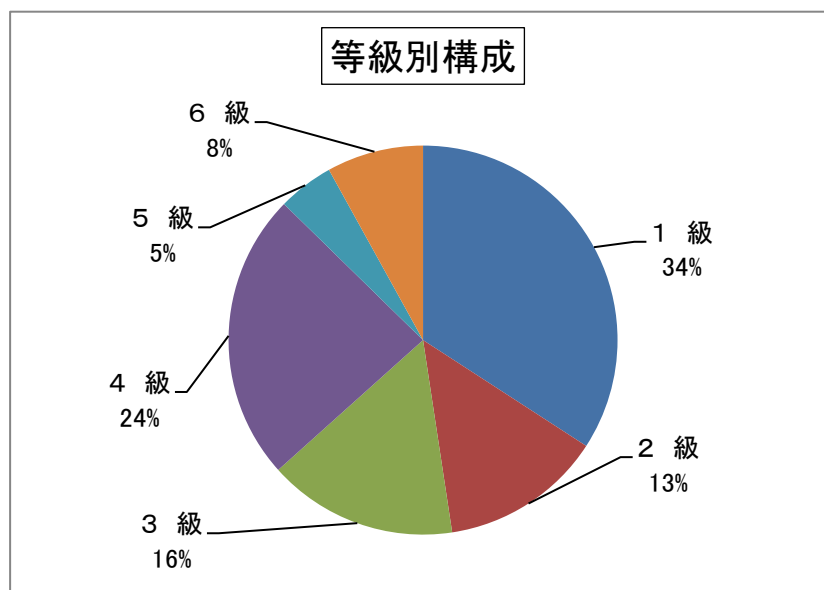
障がい種別では、肢体不自由の障がいのある方が全体の47%を占めており、なおかつ65歳以上の高齢者が大半であることがうかがえます。

● 等級別手帳所持者数

(単位：人)

区 分	0～17 歳	18 歳～64 歳	65 歳～	合 計
1 級	1	51	169	221
2 級	0	13	74	87
3 級	1	8	93	102
4 級	1	23	131	155
5 級	0	2	28	30
6 級	2	4	46	52
合 計	5	101	541	647

令和5年3月31日現在



※ 1 級が最重度で、6 級が軽度となります。

- 🌈 等級別にみると、1 級障がいのある方が全体の 34% を占め、なおかつ 65 歳以上の高齢者が大半を占めています。

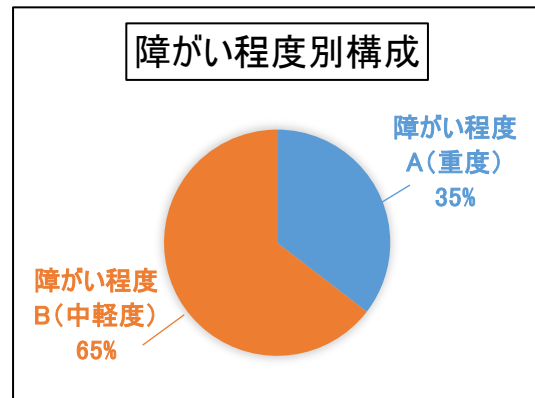
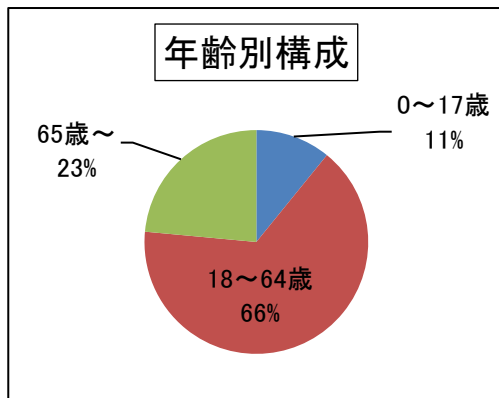
② 知的障がい者

● 療育手帳所持者数（等級別）

（単位：人）

区 分	0～17 歳	18～64 歳	65 歳～	合 計
障がい程度 A（重度）	8	48	21	77
障がい程度 B（中軽度）	16	97	31	144
合 計	24	145	52	221

令和5年3月31日現在



療育手帳所持者は、18 歳～64 歳までが全体の 89%を占めています。

中軽度である障がい程度 B区分が 65%を占めています。

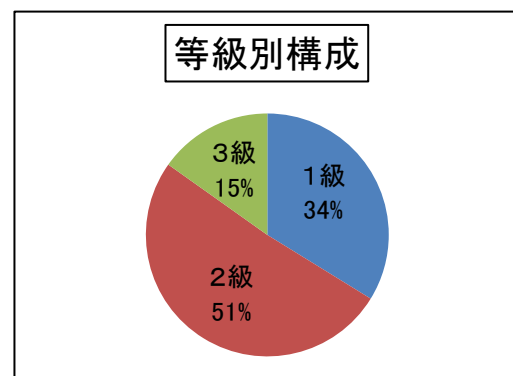
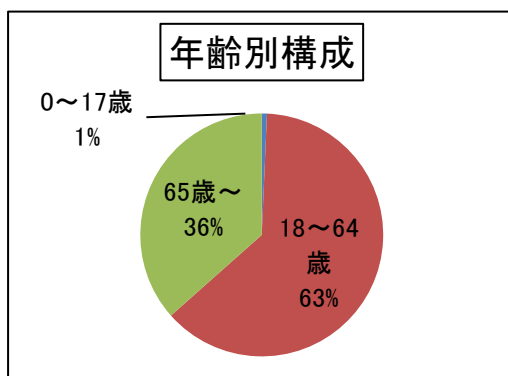
③ 精神障がい者

● 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）

（単位：人）

区分	0～17 歳	18～64 歳	65 歳～	合 計
1 級	0	20	29	49
2 級	1	51	22	74
3 級	0	20	2	22
合 計	1	91	53	145

令和5年3月31日現在



精神障がい者保健福祉手帳は、中度である 2 級障がいの方が全体の 51%を占めています。

● 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）年度別受給者数

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者証数	341	339	342	346
年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者証数	351	359	354	374

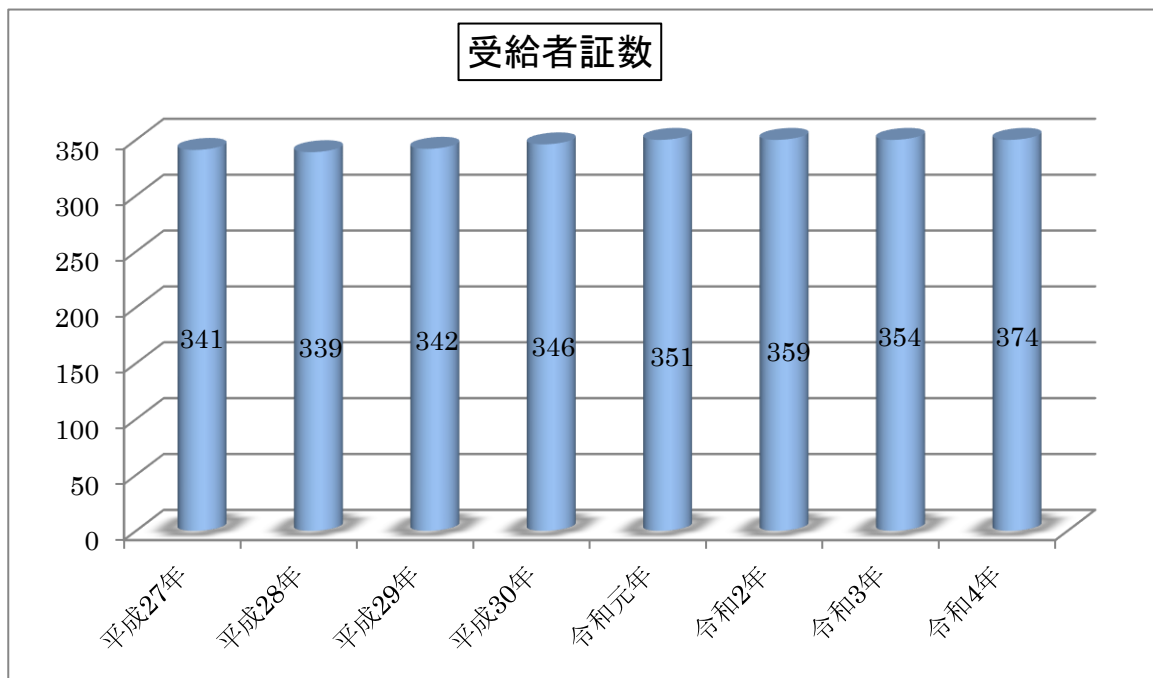
令和 5 年 3 月 31 日現在

自立支援医療（精神通院医療）年齢別受給者数

（単位：人）

区 分	0 ～ 1 9 歳	2 0 ～ 6 4 歳	6 5 歳以上	合計
令和 4 年度	5	205	164	374

令和 5 年 3 月 31 日現在



（人）

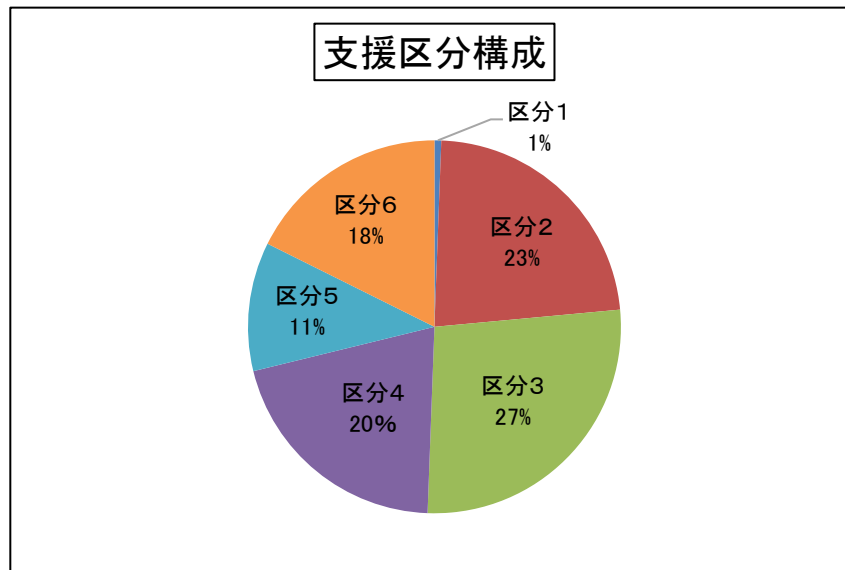
- ✚ 自立支援医療受給者証数（精神通院医療）は、多少の増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

④ 障がい支援区分※

● 障がい支援区分認定者数（障がい福祉サービス支給決定者数）（単位：人）

認定区分	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合 計
人数	1	39	46	35	19	30	170

令和5年3月31日現在



軽度の区分である「区分 1」の方が1%、「区分 2」の方が23%を占め、区分認定数全体の2割強となっています。また、一般的な施設入所要件である区分 4 以上の方については、毎年微増しおよそ5割を占め、50歳以上の施設入所要件である区分 3の方を含めると6割以上になります。

※障がい支援区分 障がい者等の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。非該当、区分 1～6で表され、区分 6の方がより支援度が高い。市町村がサービスの支給決定時に、勘案事項の一つとして考慮するほか、サービスの利用要件の一つとしても用いられる。障がい支援区分の認定有効期間は最長3年間であり、町の行う障がい支援区分認定調査や医師意見書を用いた一次判定後、障がいの状況等を考慮して審査会で決定される。

第3章 障がい福祉サービスの進捗状況

用語の説明

訪問系サービス 【主として自宅において提供される支援サービス】	
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス
行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供するサービス
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者の方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を提供するサービス

日中活動系サービス 【施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス】	
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいの方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい・精神障がいの方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労選択支援	障がい者本人が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施
就労継続支援	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型)
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設などで、生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス

居住系サービス 【施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス】	
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする方に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス

計画相談支援等 【障がい福祉サービス等の利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービス】		
指定特定 相談支援 事業	計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等の利用計画を作成するサービス
指定一般 相談支援 事業	地域移行支援	障がい者支援施設等の施設に入居している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス
	地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービス

障がい児通所支援系サービス 【障がい児を対象に、施設などを利用し昼間に提供される支援サービス】	
児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス
医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等 デイサービス	在学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
障がい児相談支援	障がい児通所支援等の利用を希望する方に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

1. 訪問系サービス

上段（単位：人）・下段（単位：時間分）

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
居宅介護	12 (15)	11 (17)	8 (17)
重度訪問介護	1 (0)	1 (0)	1 (0)
居宅介護	39 (75)	36 (85)	56 (85)
重度訪問介護	385 (0)	440 (0)	357 (0)

※時間：月間の利用人数×1月あたりの平均利用時間（ ）は計画数値

- 居宅介護利用者は減少しています。背景には、慢性的な介護職員の不足などの理由から、利用者側のニーズに応えきれていない状況があります。
- これまで計画に計上していなかった重度訪問介護について、別計上しました。
- 行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援については町内でサービス提供する事業所はなく、実績はありません。

2. 居住系サービス

（単位：人）

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
自立生活援助	0 (0)	0 (0)	0 (0)
共同生活援助	80 (84)	79 (84)	77 (84)
施設入所支援	37 (42)	38 (42)	39 (42)

※人：1ヶ月にサービスを利用する人数（ ）は計画数値

- 共同生活援助は、ほぼ横ばいで推移しています。施設入所支援は、高齢利用者の高齢者施設への移行等により退所があるものの、待機者がいるため入所人数は変わっていません。
- 利用者及びその家族の高齢化、障がいの重度化により、現在在宅でサービス利用されている方についても、今後居住系サービスの需要が高まることが予測されます。
夜間見守りの可能な24時間体制のグループホームの増加が見込まれないことから、地域での暮らしが担保されるような体制づくりを進める必要があります。

3. 日中活動系サービス

上段（単位：人）下段（単位：人日）

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
生活介護	69 (78)	69 (80)	67 (83)
	1,227 (1,560)	1,212 (1,600)	1,248 (1,660)
宿泊型自立訓練	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	30 (0)	30 (0)	30 (0)
自立訓練（機能訓練）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練（生活訓練）	1 (9)	1 (9)	1 (10)
	21 (72)	16 (72)	10 (80)
就労移行支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就労継続支援（A型）	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	0 (0)	0 (0)	20 (0)
就労継続支援（B型）	92 (110)	90 (112)	88 (115)
	1,767 (2,200)	1,701 (2,240)	1,729 (2,240)
就労定着支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)
療養介護	5 (4)	4 (4)	4 (4)
短期入所	9 (8)	7 (9)	6 (10)
	56 (88)	56 (99)	41 (110)

※人日：1ヶ月に受けるサービス利用日数（利用者数×平均利用日数）

※就労定着支援及び療養介護のみ単位：人（ ）は計画数値

- 自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練及び就労継続支援（A型）は、島外施設の利用によるものです。
- 就労移行支援及び定着支援については、本町でサービス提供する事業所はありません。
- 発達障がい等による個別な対応が必要な利用者が増えてきており、サービス提供事業所では人員配置や環境の整備が課題となります。

4. その他のサービス

上段（単位：箇所） 下段（単位：人）

サービス種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
指定特定相談支援事業	計画相談支援	2 (2)	2 (2)	2 (2)
		82 (72)	85 (74)	81 (76)
指定一般相談支援事業	地域移行支援	2 (2)	2 (2)	2 (2)
		0 (1)	1 (1)	1 (1)
	地域定着支援	2 (2)	2 (2)	2 (2)
		2 (1)	4 (1)	4 (1)

※人：1ヶ月にサービスを利用する人数 ・（ ）は計画数値

- 計画相談支援は対象人員が増加傾向にあります。
- 地域定着支援については、対象人員が増加しています。本町では2事業所でこの事業の利用ができることから、今後も長期入院患者の地域移行について医療機関とも連携しながら在宅で活用できる社会資源の拡充に努めていきます。

(単位：箇所)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
地域生活支援拠点等※	0 (0)	0 (0)	1 (1)

※拠点数：1年間に設置する拠点の数 ・（ ）は計画数値

- 地域生活支援拠点等は、地域における複数の機関が分担して機能を担う方法により、令和6年度より運用できるように面的整備しました。今後は関係機関の共有及び町民への周知を図るとともに機能の充実にに向けた検証等が重要です。

※地域生活拠点等 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「自立等に関する相談」や、「1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「緊急時の受け入れ態勢の確保」、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行う」などの機能を担う地域の体制づくりが求められている。

5. 福祉施設利用者の一般就労への移行等

○ 福祉施設（日中系サービス）から、一般就労への移行者数等

（単位：人）・（ ）は計画数値

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
一般就労移行者数	3 (2)	5 (2)	2 (2)

（単位：人）・（ ）は計画数値

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
就労移行支援事業所の利用者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)

上段及び中段（単位：箇所）・下段（単位：%）・（ ）は計画数値

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
移行率3割以上の事業所数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就労移行支援事業所総数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	0 (0)	0 (0)	0 (0)

○ 就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率

上段及び中段（単位：人）・下段（単位：%）・（ ）は計画数値

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
支援開始1年後の継続就労者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
支援開始1年後の支援者総数	0 (0)	0 (0)	0 (0)
支援開始1年後職場定着率	0 (0)	0 (0)	0 (0)

✚ 本町には就労移行支援、就労定着支援事業を提供する事業所がありません。

✚ 一般就労移行については、隠岐障がい者就業・生活支援センター太陽の就労支援による実績を計上しています。本町では就労移行支援及び定着支援事業所がないことから、隠岐障がい者就業・生活支援センター太陽の就労支援及び定着支援の機能強化に取り組めます。

6. 地域生活支援事業

- ✚ 障害者総合支援法における福祉体系は、法律に規定する自立支援給付に加えて、地域の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施する地域生活支援事業があります。
- ✚ また、地域生活支援事業は、理解促進研修・啓発事業を始めとする市町村が必ず実施しなければならない事業（必須事業）と、市町村の状況により実施する事業（任意事業）の2種類があります。

隠岐の島町における地域生活支援事業

必須事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 意思疎通支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 地域活動支援センター事業

任意事業

- 日中一時支援事業
- 知的障がい者職親委託事業

その他事業

- 生活サポート事業（配食サービス）
- 社会参加促進事業
（自動車免許取得・改造助成事業・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）
- 航送料助成事業

用語の説明

必須事業	
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	地域の障がい者等の総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業
地域活動支援センター事業	障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することを目的とする事業

任意事業	
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業
知的障がい者職親制度事業	障がい者に理解のある雇用主が、親代わりになって自己のもとに預かり、技能習得訓練等を行うことで就労継続能力を高めるとともに、仕事を通しての社会生活での自立を促進する事業

その他事業	
生活サポート事業 (配食サービス)	地域で暮らす障がい者に対して、食生活面の充実及び安定を図るため、弁当を届ける事業
社会参加促進事業 (自動車免許取得・改造助成事業)	身体障がい者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業
社会参加促進事業 (スポーツ・レクリエーション教室開催等事業)	各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催等、障がい者の社会参加活動を行うための支援を行う事業
社会参加促進事業 (航送料助成事業)	障がい者の社会参加や交流促進を図るため、隠岐航路において障がい者の車両を運搬する場合、当該車両の運搬に係る費用を助成する事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

(単位：回数／年)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
障がい者理解促進研修・啓発事業	2 (2)	2 (2)	1 (2)

※ () は計画数値

🌈 関係機関と協力し、イベントでの啓発活動及び障がい福祉フォーラムを実施しました。

(2) 自発的活動支援事業

(単位：回数／年)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
障がい者自発的活動支援事業	0 (1)	0 (1)	0 (1)

※ () は計画数値

(3) 相談支援事業

上段(単位：箇所) 下段(単位：人)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
相談支援事業	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	379 (290)	360 (290)	370 (290)

※人：1年間にサービスを利用する実人数・() は計画数値

🌈 相談支援事業所 太陽（基幹相談支援センター）、相談支援事業所 にじの2箇所に業務委託し、障がいのある方の総合的な相談に応じています。利用者の増加、支援ニーズの複雑化、複合化等により、両事業所とも相談支援専門員のマンパワーが不足しつつあります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

(単位：人)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
成年後見制度利用支援事業	0 (1)	0 (1)	2 (1)

※人：1年間にサービスを利用する実人数・（ ）は計画数値

- ✚ 平成24年度からの事業です。これまで利用がありませんでしたが、令和5年度2件の助成見込みとなっています。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(単位：利用実団体数／年)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
成年後見制度法人後見支援事業	0 (1)	0 (1)	0 (1)

※（ ）は計画数値

- ✚ 現在、隠岐の島町社会福祉協議会が法人後見を行っていますが、本事業の利用はありませんでした。
- ✚ 隠岐の島町では、令和4年度末に成年後見制度中核機関を設置しました。成年後見制度に関する相談が行われやすい環境を整備するとともに、成年後見制度の利用促進を図り、権利擁護・成年後見人等に対する支援体制などを構築するものです。今後は、社会福祉協議会と連携し、取組みを進めていきます。

(6) 意思疎通支援事業

(単位：実利用件数／年)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣）	0 (1)	1 (1)	1 (1)

※ () は計画数値

(単位：実設置者数／年)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
意思疎通支援事業（手話通訳者設置）	0 (0)	0 (0)	0 (1)

※ () は計画数値

- ✚ 団体申請による利用と個人申請による利用があります。ここ数年、派遣申請や相談もない状況が続いていましたが、令和4、5年度継続して利用がありました。

(7) 日常生活用具給付等事業

(単位：給付決定件数／年)

用具種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護・訓練支援用具	0 (2)	1 (2)	0 (1)
自立生活支援用具	4 (3)	1 (3)	2 (3)
在宅療養等支援用具	5 (4)	1 (4)	3 (4)
情報・意思疎通支援用具	4 (2)	2 (2)	0 (2)
排泄管理支援用具	186 (110)	158 (110)	160 (110)
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0 (1)	0 (1)	0 (1)

※ () は計画数値

- ✚ 利用者からの申請により日常生活用具給付券を交付しています。特に排泄管理支援用具については、利用の需要も高まり増加となっています。

介護・訓練支援用具：特殊寝台・特殊マットなど

自立生活支援用具：入浴補助用具・便器・火災警報器など

在宅療養等支援用具：透析液加湿器・ネブライザー・電気式たん吸引器など

情報・意思疎通支援用具：点字器・盲人用時計・聴覚障がい者用通信装置など

排泄管理支援用具：ストマ用装具(蓄尿・便袋)・紙おむつなど

居宅生活動作補助用具：住宅の改修(スロープ・手すりなど)

(8) 手話奉仕員養成研修事業

(単位：人)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
手話奉仕員養成研修事業 (講習修了者数)	0 (0)	0 (0)	0 (1)

※人分：1年間に講習を修了する実人数・()は計画数値

✚ 講習修了者はありませんでした。

(9) 移動支援事業

上段(単位：人)・中段(単位：箇所)・下段(単位：時間)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
移動支援事業	5 (6)	5 (6)	3 (6)
	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	166 (180)	117 (180)	160 (180)

※人：実利用人数・箇所：実施事業所数・時間：年間利用時間・()は計画数値

✚ 利用者は横ばいで推移しています。事業所が1箇所のみであり、ニーズに応えきれていない状況にあります。

(10) 地域活動支援センター事業

上段（単位：箇所） 下段（単位：人）

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
地域活動支援センター 基礎的事業・機能強化事業	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	29 (50)	23 (50)	25 (50)

※人：1年間にサービスを利用する実人数・（ ）は計画数値

- 地域活動支援センター太陽に業務を委託しています。利用者は計画数値より減少となっています。

(11) 日中一時支援事業

上段（単位：箇所） 下段（単位：人）

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
日中一時支援事業	2 (2)	2 (2)	4 (2)
	19 (20)	18 (22)	21 (24)

※人：1ヶ月にサービスを利用する実人数・（ ）は計画数値

- 利用者の日中における活動の場として利用されています。利用ニーズは増大していますが、人員確保やスペース等の課題により十分に提供できていません。令和5年度は、長期休暇等のニーズにできるだけ応えられるよう、基準該当事業所2箇所での受け入れを開始しました。

(12) 知的障がい者職親委託事業

上段（単位：箇所） 下段（単位：人）

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
知的障がい者職親委託事業	0 (1)	0 (2)	0 (2)
	0 (1)	0 (2)	0 (2)

※人：1ヶ月にサービスを利用する実人数・（ ）は計画数値

- 利用者は、平成30年度以降、0名となっています。

(13) 生活サポート事業（配食サービス）

事業名	上段（単位：箇所） 下段（単位：人）		令和5年度 見込み
	令和3年度	令和4年度	
生活サポート事業 （配食サービス）	3 (3)	3 (3)	3 (3)
	17 (20)	20 (20)	19 (20)

※人：1ヶ月にサービスを利用する実人数・（ ）は計画数値

- ✚ 配食サービスの利用は横ばいで推移しています。配達の際に利用者の様子を観察し、気になる事項があった場合の関係機関への連絡等、食事支援の域を超えた支援につながっているケースがあります。

(14) 社会参加促進事業（障がい者自動車運転免許取得及び自動車改造事業）

事業名	(単位：利用人数／年)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
自動車運転免許取得 及び 自動車改造事業	2 (1)	0 (1)	1 (1)

※（ ）は計画数値

- ✚ これまで身体障害者のみを対象としていましたが、令和3年度より知的、精神も対象としたことにより自動車運転免許取得費助成事業の活用がありました。

(15) 社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）

事業名	(単位：回数／年)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	0 (1)	0 (1)	0 (1)

※（ ）は計画数値

- ✚ 実施はありませんでした。

(16) 社会参加促進事業（自動車航送料助成）

(単位：利用件数／年)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
自動車航送料助成	9 (9)	10 (9)	14 (9)

※（ ）は計画数値

-  隠岐航路における障がい者の車両運搬費用の一部を助成することにより、社会参加等の促進に寄与しています。

7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

(単位：箇所)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
保健、医療、福祉関係者による 協議の場の設置状況	1 (1)	1 (1)	1 (1)

※ () は計画数値

- ✚ 精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、「地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場」を設置しています。

8. 障がい児支援の提供体制の整備

○ 障がい児支援の提供体制の整備等

(単位：箇所)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
児童発達支援センターの設置	0 (0)	0 (0)	0 (0)
保育所等訪問支援を利用できる体制	0 (0)	0 (0)	0 (0)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	0 (0)	0 (0)	0 (0)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業の確保	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 (1)	1 (1)	1 (1)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0 (0)	0 (0)	0 (0)

- ✚ 児童発達支援センターは、要件などから設置が難しい状況にあります。
- ✚ 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援についてはサービスを提供する事業所がありません。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても、ありません。
- ✚ 医療的ケア児支援については、個別事案に応じ、既存の協議体を活用しています。

○ 障がい児療育支援体制

隠岐の島町における障がい児に対する療育支援体制は、以下のとおりとなっています。

①気づきの機会

項 目	内 容
乳幼児健診	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診
年中児健診	秋の保育所内科健診に併せて、実施する
保育所訪問	隠岐の島町教育委員会と隠岐養護学校、町保健師が保育所を訪問し、情報共有や相談支援チームへのつなぎ、保護者や保育士への助言等を行う

②相談支援チーム

項 目	内 容
隠岐の島町相談支援チーム	発達障がいを含むすべての障がいのある幼児、児童、生徒に対する適切な教育的支援のため、関係機関等が連携して行う。支援体制の整備・充実を目指し、療育に対する相談や支援体制についての検討などを行う事業。

- 隠岐の島町教育委員会を窓口として、町内の教育・医療・保健・福祉・労働の関係部局・関係機関の担当者等で組織され、教育的な支援が必要な幼児児童生徒に対するさまざまな問題に対して、専門的な立場で相談に応じています。

③療育相談会

項 目	内 容
療育相談会	脳神経小児科の医師により、発達障がい等に関する医学的相談及び支援に対する助言を行う事業

- 年4回開催し、療育相談会での医師の助言を参考に、集団療育や個別療育への支援調整を行ったり、病院受診に繋がったりする場となっています。

④集団療育

項 目	内 容
障がい児ミニ療育事業 (ひまわり教室)	就学前の障がい児及びその家族を対象に、早期療育のため月1回程度定期的に集団での療育活動を行う事業

- 隠岐の島町が手をつなぐ親の会に委託し、保護者同士や障がい児同士がつながりを持つ場として、また担当保育士等関係機関が相談・学習する場として活動しています。

⑤個別療育

項 目	内 容
個別療育事業 (おひさま教室)	就学前の障がい児を対象に、早期療育のため定期的に個別での療育活動を行う事業

- 隠岐養護学校及び障がい者支援施設仁万の里児童部で実施しています。

⑥障がい児等療育支援事業（島根県療育支援事業）

項 目	内 容
訪問療育事業	相談・指導を希望する在宅障がい児（者）の家族を定期的もしくは随時に訪問し、または、相談・指導を必要とする地域を巡回する等の方法により、地域の在宅障がい児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行う事業
外来療育事業（個別療育）	在宅障がい児（者）及びその保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行う事業
施設指導事業	障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障がい児等の療育に関する技術の指導を行う事業

仁万の里が、島根県から委託を受け隠岐圏域内の巡回相談及び外来での個別療育事業を行っています。

9. 相談支援体制の充実・強化

○ 相談支援体制の充実・強化のための取組

活動指標（項目）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 （有：1 無：0）	1（1）	1（1）	1（1）
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0（0）	0（0）	0（1）
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0（0）	1（0）	1（1）
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1（1）	1（1）	1（1）

🌈 相談支援専門員法定研修（初任者研修、現任者研修）のインターバル実習を受入れました。

10. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

○ 障害福祉サービスの質を向上させるため、各種研修への職員の参加を図ります。

活動指標（項目）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	1（1）	1（1）	1（1）
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有 【体制の有無 有：1 無：0】	0（0）	0（0）	0（0）
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有 【実施回数】	0（0）	0（0）	0（0）

🌈 障がい支援区分認定調査等に関する研修に参加しました。

🌈 令和5年度より、障害者自立支援審査支払等システムを導入しました。今後、審査結果等を共有し活用していける体制を検討します。

第4章 令和8年度までの目標数値について

1. 令和8年度までの目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	人 数	備 考
現時点の施設入所者数 (A)	42 人	令和 R5. 3. 31 現在の数値
令和8年度末の施設入所者数 (B)	39 人	令和8年度末時点の利用人員
削減見込み (A－B)	3 人	差引減少見込み数
目標値 (地域生活移行者数)	3 人	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

現状、グループホームから入所を希望している方もおられる中、地域生活移行をどのように進めていくかについては、関係機関による方策の検討が必要です。入所者の重度化、高齢化が顕著になっていることから、高齢者施設への移行を進めつつ、現在入所待機となっている方への在宅サービスの確保など、地域での生活を担保できるよう、取組みを進めていきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

精神障がい者の入院長期化防止、あるいは長期入院者の退院を促進するには、自治体を中心とした地域での保健、医療、福祉の一体的な取組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できるインクルーシブな社会の実現に向けた取組みの推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするために地域における精神保健医療福祉体制の基盤（地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場）を整備します。

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム 精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのこと

○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項 目	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	1回	2回	2回	2回
関係者の参加者数	5人	6人	6人	6人
目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回

○ 各サービス利用者のうち精神障がい者の利用者数

項 目	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援（利用者数）	0人	1人	1人	1人
地域定着支援（利用者数）	4人	4人	4人	4人
共同生活援助（利用者数）	39人	40人	40人	40人
自立生活援助（利用者数）	0人	0人	0人	0人
自立訓練（生活訓練）		0人	0人	0人

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等は、障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、「自立等に関する相談」や、「1人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「緊急時の受け入れ態勢の確保」、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「サービス拠点の整備や地域の体制づくりを行う」などの機能を担うものです。

隠岐の島町では、地域における複数の機関が分担して機能を担う方法により、令和5年度末に面的整備しました。今後は関係機関の共有及び町民への周知を図るとともに機能の充実に向けた取組みを進めていくことが重要です。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等（箇所数）	1箇所	1箇所	1箇所
コーディネーターの配置人数	0人	0人	0人
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	0回	1回	1回

令和8年度 目標値	
強度行動障がい※を有する者に関する 支援ニーズの把握（有:1、無:0）	強度行動障がいを有する者に関する 支援体制の整備（有:1、無:0）
1	1

- ✚ 強度行動障がい※を有する人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制を整備できるよう取り組んでいきます。

※強度行動障がい 自分を傷つける「自傷」や他の人やものを傷つけるなどの「他害」「睡眠の乱れ」「異食」「ものを壊す」など、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を著しく高い頻度で起こすため、特別に配慮された支援が必要な状態を言う。「強度行動障害」という名称は医学的な診断名ではなく、行政・福祉において必要な支援を判断するために使用されている。

(4) 福祉施設利用者等の一般就労への移行等の推進

① 一般就労の促進

隠岐障がい者就業・生活支援センター太陽によるコーディネートや地域での支援体制の構築により、福祉施設等からの一般就労の促進を図ります。本町には就労移行支援・定着支援事業所が無いことから、隠岐障がい者就業・生活支援センター太陽の一般就労移行、定着支援について機能強化を図る取組みを進めます。

○ 福祉施設等から一般就労への移行等

項 目	令和8年度 目標値
福祉施設等からの一般就労移行者数	5人
就労定着支援事業の利用者数	0人

○ 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

項 目	令和8年度
移行率5割以上の事業所数	0
就労移行支援事業所総数	0
就労移行率5割以上の就労移行支援事業所の割合 目標値：5割以上	0%

○ 就労定着支援事業利用修了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所

項 目	令和8年度
定着率7割以上の事業所数	0
就労定着支援事業所総数	0
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合 目標値：7割以上	0%

- ✚ 福祉施設等からの一般就労移行について、職場実習をはじめ、隠岐障がい者就業・生活支援センター太陽が受託する障がい者委託訓練といった各種支援制度等が幅広い企業で行われるよう関係機関で連携するとともに、地域の障がい者雇用理解のための意識啓発を行います。
- ✚ また、一般就労中における就労系障がい福祉サービスの一時的な利用など、地域における就労支援の状況を関係機関等と共有した上で、連携した取組を実施していきます。

② 工賃向上

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労をできるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です。

隠岐の島町では毎年「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を更新し、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所等からの物品等の調達の推進を図っています。また、本町が開催する各種行事、イベント等において、販売、飲食コーナー等の設置について公募を行う場合に施設等へ優先的に情報提供をしたり、庁舎内において物品販売等を受け入れたりしています。今後、調達の進んでいない部署へ調達事例の紹介を行うなど、取組みを進めていきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

現在、隠岐の島町には障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置が無く、障がい児通所サービス事業所等也没有ありません。しかしながら、障がい児への専門的な支援の確保は重要であり、保健、医療、保育、教育、その他の各関係機関と連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する必要があります。特に、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進※する体制の構築は重要です。

障がい福祉サービス（居宅介護や短期入所）や、特別支援教育の推進、相談を含めた療育相談体制整備等、引き続き本町の取組みを進めながら、これまでなかった新たな障がい児支援について、関係機関と必要な連携体制を構築し、取組みを進めていくことが必要です。

※地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるようにしていくこと。

項 目	令和8年度末
① 児童発達支援センターの設置（有：1、無：0）	0
② 放課後等デイサービス（有：1、無：0）	1
③ 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築（有：1、無：0）	1
④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保（有：1、無：0）	0
④ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（有：1、無：0）	0
⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0

- 児童発達支援センターは、要件などから設置が難しく、それに代わるセンター的機能を果たす隠岐の島町独自の体制を整備します。
- 地域のインクルージョンの推進に向けては保育所や放課後児童クラブ等における障がい児保育等の取組を充実していく必要があります。
- 児童発達支援・放課後等デイサービスといった児童通所サービスについては、現在本町に提供事業所はありませんが、事業者等を含めた各関係機関と協議を重ね、サービス提供体制の整備に努めます。

○ 障がい児療育支援体制

隠岐の島町における障がい児に対する療育支援体制は、以下のとおりです。

①気づきの機会

項 目	内 容
乳幼児健診	乳児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診
年中児健診	秋の保育所内科健診に併せて、実施
保育所訪問	隠岐の島町教育委員会と隠岐養護学校、町保健師が保育所を訪問し、情報共有や相談支援チームへのつなぎ、保護者や保育士への助言等を行う

②相談支援チーム

項 目	内 容
隠岐の島町相談支援チーム	発達障がいを含む全ての障がいのある幼児、児童、生徒に対する適切な教育的支援のため、関係機関等が連携して行う支援体制の整備・充実を目指し、療育に対する相談や支援体制についての検討などを行う事業

✚ 隠岐の島町教育委員会を窓口として、町内の教育・医療・保健・福祉・労働の関係部局・関係機関の担当者等で組織され、教育的な支援が必要な幼児児童生徒に対するさまざまな問題に対して、専門的な立場で相談に応じています。

③療育相談会

項 目	内 容
療育相談会	脳神経小児科の医師により、発達障がい等に関する医学的相談及び支援に対する助言を行う事業

✚ 年4回開催し、療育相談会での医師の助言を参考に、集団療育や個別療育への支援調整を行ったり、病院受診に繋がったりする場となっています。

④集団療育

項 目	内 容
障がい児ミニ療育事業 (ひまわり教室)	就学前の障がい児及びその家族を対象に、早期療育のため月1回程度定期的に集団での療育活動を行う事業

✚ 隠岐の島町が手をつなぐ親の会に委託し、保護者同士や障がい児同士がつながりを持つ場として、また担当保育士等関係機関が相談・学習する場として活動しています。

⑤個別療育

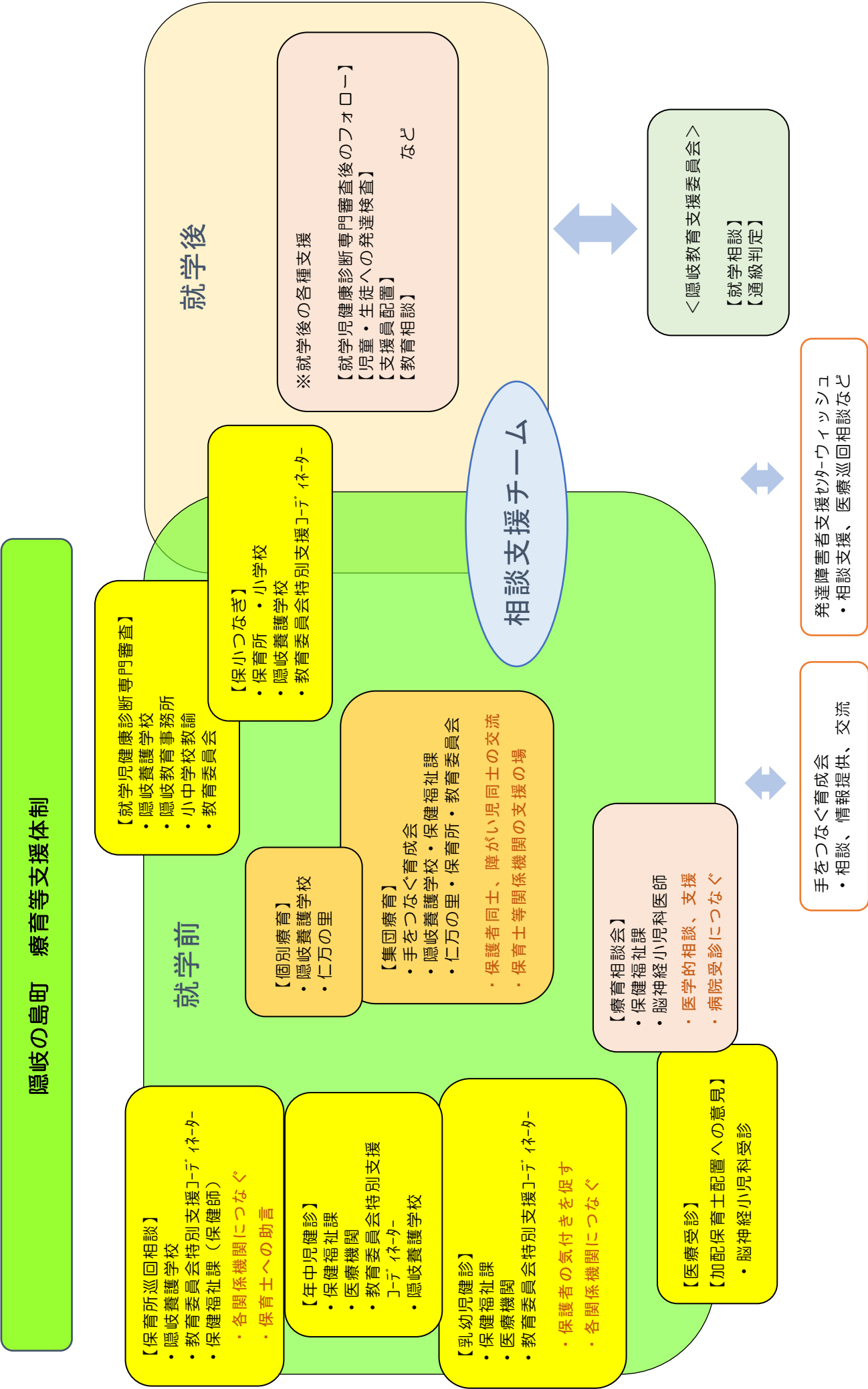
項 目	内 容
個別療育事業 (おひさま教室)	就学前の障がい児を対象に、早期療育のため定期的に個別での療育活動を行う事業

✚ 隠岐養護学校 及び 障がい者支援施設仁万の里 児童部で実施しています。

⑥障がい児等療育支援事業（島根県療育支援事業）

項 目	内 容
訪問療育事業	相談・指導を希望する在宅障がい児（者）の家族を定期的もしくは随時に訪問し、または、相談・指導を必要とする地域を巡回する等の方法により、地域の在宅障がい児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行う事業
外来療育事業（個別療育）	在宅障がい児（者）及びその保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行う事業
施設指導事業	障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障がい児等の療育に関する技術の指導を行う事業

仁万の里が、島根県から委託を受け隠岐圏域内の巡回相談及び外来での個別療育事業を行っています。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等、重層的な仕組みが構築されつつありますが、改めて現在の相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的・専門的な相談支援の充実及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

誰もが自分らしく安心して暮らせる地域ネットワークの構築を目指し、地域の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員と相談支援体制整備・地域づくり・人材育成について協議検討を重ねていきます。

また、島根県相談支援専門員人材育成ビジョンでは、質の高い相談支援の提供を目指し、相談支援専門員の養成（研修及び実地教育）の実施体系が示されています。障がい福祉分野のニーズ増大や複雑化により、相談支援の比重が増す中、相談支援専門員の人材確保が難しくなっています。町では、相談支援専門員法定研修（初任者研修、現任者研修）のインターバル実習において、基幹相談支援センターに協力しており、今後も関係機関で情報共有しながら地域で人材を確保していくための方策を検討していきます。

○ 相談支援体制の充実・強化のための取組

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置 (有：1、無：0)	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	24	24	24

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の多様化、それぞれの個別事案の多様化に伴い、利用者に対して真に必要なサービスを適切に提供することが求められています。事業者からの請求の過誤を無くするための取組みや適正な運営を行っている事業所を確保することが必要であり、県が実施する指導監査について、町も同行し、その結果を共有して、サービスの質を更に向上させるために取り組んでいきます。

また、県が実施する障がい福祉サービス等に係る職員研修に継続して参加するほか、町職員の障がい福祉への理解を深めることを目的とした研修を行います。

障がい福祉サービス事業所からの給付費請求については、令和5年度より障害者自立支援審査支払等システムを導入し、給付費審査の正確性及び効率性を向上させる取組みを行っています。今後は、審査結果を活用して適正な請求がなされるよう、次のとおり目標を設定します。

○ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み（人）	1	1	1
職員の障がい福祉への理解を深め、資質向上を図るための研修参加見込み数（人）	10	10	10
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無 及び それに基づく実施回数	1	1	1
上段（有：1、無：0） 下段（実施回数）	2	2	2

2. 障がい福祉サービスの必要な見込み量及び見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

上段（単位：人）・下段（単位：時間）

活動指標（サービス種別）	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	9	12	12	12
	413	120	120	120

※時間：月間の利用人数×1月あたりの平均利用時間

- 居宅介護等のサービスについては、現在の居宅介護利用者を基礎とし平均時間を実績に応じ1人あたり10時間とし、数値目標を設定します。
- 重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援については、本町において提供されていないのが現状です。

《見込み量確保のための方策》

- 現在利用されている方のサービスの継続を確保するとともに、障がい者相談支援事業を活用しながら新たな利用者に対する適切なサービスの情報提供に努め、サービスの利用を促進していきます。
- 島根県福祉人材センターが主催する、障がい福祉サービスの従事者養成研修を周知し、必要ない知識や技能を有する居宅介護等従事者の育成、確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

上段（単位：人）下段（単位：人日）

サービス種別	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	67	68	68	69
	1,248	1,360	1,360	1,380
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	0	0	0
	10	0	0	0
就労選択支援	0	0	0	0
	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	0	0
	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	1	1	1	1
	20	20	20	20
就労継続支援（B型）	88	88	88	88
	1,729	1,760	1,760	1,760
就労定着支援	0	0	0	0
療養介護	4	5	5	5
短期入所（福祉型）	6	6	6	6
	41	48	48	48
短期入所（医療型）	0	0	0	0
	0	0	0	0

※人日：1ヶ月に受けるサービス利用日数（利用者数×平均利用日数）

※就労定着支援及び療養介護のみ単位：人

- 生活介護・就労継続支援（B型）は現状を考慮し、20日／月を想定し算出しました。
- 自立訓練（生活訓練）及び就労継続支援（A型）は、島外事業所の実績であり、自立訓練（生活訓練）については、今後の利用見込みがありません。
- 療養介護は、現在の実績及び相談状況から、5名を算出しました。
- 自立訓練（機能訓練）、就労移行支援・就労定着支援・就労選択支援（R7年度施行予定）、短期入所（医療型）については、提供事業所はありません。
- 短期入所（福祉型）は現状を考慮し、8日／月を想定し算出しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 生活介護（基準該当サービスも含む）により、地域等での安定した生活ができるよう、サービスの継続に努めます。
- ・ 就労継続支援を利用し、就労へ向けての能力を高めていきます。就労促進については、隠岐障がい者就業・生活支援センター太陽と連携し、就労・定着支援の機能強化を図ります。更に、隠岐ハローワーク・学校といった関係機関と連携し、個々の適性能力を十分発揮できるよう障がい特性や対応方法について情報共有し、事業者の障がい者への理解や環境整備の重要性について浸透を図ります。
- ・ 療養介護は、障がいの状況から必要が生じた場合は、島内関係機関及び実施機関との調整を図ります。
- ・ 短期入所は、本町では1施設の利用ができます。利用ニーズに応えられるよう、また、地域生活支援充実のため緊急時の受け入れ態勢が確保できるよう、利用しやすい体制整備が望まれます。

(3) 居住系サービス

(単位：人)

サービス種別	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0	0	0	0
共同生活援助	77	77	77	77
施設入所支援	39	39	39	39

※人：1ヶ月にサービスを利用する人数

- ✚ 共同生活援助（グループホーム）については、現在の定員数を見込み設定しました。
- ✚ 施設入所支援については、入所者の地域移行及び入所待機者の減を見込み、数値目標を設定します。
- ✚ 自立生活援助は、提供事業所がありません。

《見込量確保のための方策》

- ・ 既存の施設サービスの充実に努めるとともに、本人・家族・地域・関係機関と連携し障がいのある方が、グループホームから一人暮らしへ移行する希望する場合など、地域で自立して暮らしていけるよう支援体制の確立に努めます。
- ・ 共同生活援助（グループホーム）については、各事業所でグループホーム世話人の人材確保に苦慮しており、関係機関で情報共有しながら地域で人材を確保していくための方策を検討していきます。

(4) 計画相談支援等

上段（単位：箇所） 下段（単位：人）

サービス種別		令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指定特定相談支援事業	計画相談支援	81	85	85	85
指定一般相談支援事業	地域移行支援	0	1	1	1
	地域定着支援	4	4	4	4

※人：1ヶ月にサービスを利用する人数

- 計画相談支援について、対象者の支給決定更新及びモニタリング期間から推計し、利用者を見込みました。
- 地域移行支援、地域定着支援については、実績を基に利用者数を見込みました。

《見込み量確保のための方策》

- 関係機関との連携を強化し、個々の障がい特性や生活環境等に応じた障がい福祉サービスを提供できるよう支援していきます。
- 地域定着支援提供のための社会資源が充実するよう関係機関でニーズを共有しつつその方策を検討します。
- 相談支援機関の定例会や相談支援部会（地域自立支援協議会専門部会）において具体的な支援事例を共有し、地域課題として地域自立支援協議会等の場にし、各関係機関の情報共有、連携や調整がスムーズに行われるよう取り組みます。

(5) 障がい児支援

上段（単位：人）下段（単位：人日）

サービス種別	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児 童 発 達 支 援	0	0	0	0
	0	0	0	0
放課後等デイサービス	0	10	10	10
	0	200	200	200
保 育 所 等 訪 問 支 援	0	0	0	0
	0	0	0	0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	0	0	0	0
	0	0	0	0
障 が い 児 相 談 支 援	0	0	0	0

※人日：1ヶ月に受けるサービス利用日数（利用者数×平均利用日数）

- 放課後等デイサービスは、離島という環境や町の人口規模等からこれまで事業展開がありませんでしたが、ニーズの高まりを受け、今後町内での整備を目指し、目標値として計上しました。
- 現在障がい児支援にかかる各事業の提供事業所はありませんが、障がい児通所支援サービスについては、事業者等の関係機関と協議し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 障がい児の相談については、隠岐の島町相談支援チーム、隠岐の島町役場及び相談支援事業所等で受け付けます。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から放課後児童クラブ等との連携強化の取組が必要です。

(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

（単位：人）

活動指標（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	0	0	0

- 医療的ケア児支援については、隠岐の島町子育て包括支援センターや隠岐の島町相談支援チームといった既存の支援体制及び協議会を活用して支援していきます。

(7) 発達障がい者等に対する支援

活動指標（項目）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者地域支援協議会（開催回数）	0回	0回	0回
ペアレントトレーニング*やペアレントプログラム*等の支援プログラム等の実施者数	0人	5人	5人
ペアレントメンター*の人数	2人	3人	4人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人

- 島根県東部発達障害者支援センターウィッシュをはじめとした関係機関と協力し、発達障がいについての理解啓発を進めると共に、ペアレントトレーニング等の実施導入について検討していきます。
- 現在、本町のペアレントメンター登録者数は2名であり、今後町内における理解啓発研修や療育事業への派遣等を検討していきます。また、新たなペアレントメンターの登録について進めます。

※ペアレントトレーニング 発達障がいのある子どもの子育てについて、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした心理教育的アプローチ。グループワークやホームワークを通して実践する。

※ペアレントプログラム ペアレントトレーニングのように子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。

※ペアレントメンター 発達障がいのある子どもの子育て経験を活かして、他の保護者の良き相談相手となれるよう、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた先輩保護者のこと。専門機関と連携・協力して、ご本人への関わり方などの相談をはじめ、家族の支援及び家族同士での支援など様々な活動をしている。

(8) 障がい児の子ども子育て支援等の利用ニーズの把握等

(単位：人)

項目	利用ニーズ を踏まえた 必要な見込 み量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所（＊保育所型認定こども園を含む）	12	12	12	12
認定こども園（幼保連携型・地方裁量型）	0	0	0	0
幼稚園（＊幼稚園型認定こども園を含む）	0	0	0	0
地域型保育事業所	0	0	0	0
放課後児童クラブ	10	10	10	10

✚ 隠岐の島町相談支援チームによる町内保育所（認定こども園）巡回相談において、発達等気になる園児の人数はどの保育所からも1割程度報告されており、実際に個別療育等につながっている人数を見込んで算出しました。早期の気づきにより、必要な支援体制や親の受け止めなど、就学までに支援機関につながる事が可能となります。

✚ 今後はニーズの把握とともに、幼児通級の仕組みや、保護者をサポートする場所・機関、といった対応策について関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

3. 地域生活支援事業の必要な見込み量及び見込み量確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

- 障がい者が日頃の生活の中で生じる「社会的障壁」を除去するため、町民に対して障がい者等の理解を深めるため研修、啓発を通じて町民への働きかけを強化することにより共生社会の実現を目指します。

(単位：回数／年)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者理解促進研修・啓発事業	1	2	2	2

《見込み量確保のための方策》

- ・ 関係機関と連携し、各種研修等の開催や、障がい者等に関する啓発活動を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

- 障がい者やその家族が互いの悩みを共有・情報交換する活動や、町民による障がい者に対するボランティア活動等、障がい者、その家族、町民が自発的に行う活動の支援を行います。

(単位：回数／年)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者自発的活動支援事業	0	1	1	1

《見込み量確保のための方策》

- ・ 当事者の会、家族会等と協議し、自発的活動の有効な支援について検討します。

(3) 相談支援事業

- 障がい福祉サービスの利用の有無に関わらず、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、専門的職員が障がいのある方やその家族からの相談に応じて、必要な情報を提供し、権利擁護のため必要な支援を行います。

上段（単位：箇所）下段（単位：人）

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	2	2	2	2
	370	380	380	380

※人：1年間にサービスを利用する実人数

- 本町では、相談支援事業を相談支援事業所 太陽（基幹相談支援センター）、相談支援事業所にじの2事業所に業務委託しています。利用者の増を見込んで、数値を設定しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 支援ニーズが複雑化、複合化していますが、適切な支援が受けられるよう町内の相談支援事業所を軸とし、行政・医療機関・各事業所等・地域との連携体制の強化を図ります。
- ・ 島根県が実施する相談支援従事者研修を活用するなど、より一層の支援体制の向上を目指します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

- 障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいや精神障がいのある方に対して、制度利用を支援することにより、障がいのある方の権利擁護を図ります。

(単位：利用者実人数／年)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	2	1	1	1

- 年間1名の利用者を見込み、数値を設定しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 事業の周知に努めるとともに、関係機関と連携して情報を得ながら利用者の把握に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行う団体（法人）を確保するため、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。

(単位：利用実団体数／年)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	0	1	1	1

✚ 現状の実施団体を見込み、数値を設定しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 関係機関と連携し、情報を得ながら必要量を把握し、体制整備に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

- 意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳、要約筆記等の方法により、その他の方との意思疎通を支援する、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
- ◎ 本町では、手話通訳者の派遣業務を平成21年度より実施しています。利用は、個人利用及び団体で可能です。

(単位：実利用件数／年)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣）	1	1	1	1

(単位：実設置者数／年)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業（手話通訳者設置）	0	0	0	1

✚ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、年間に1人分を見込み、数値を設定しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 隠岐の島町社会福祉協議会等と連携して、手話通訳者の育成に努めます。
- ・ 催し物やイベントなどでは、手話通訳者の派遣を積極的に促し、意思疎通支援事業や聴覚に障がいのある方について広く啓発するよう努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

- 在宅の障がいのある方が自力で日常生活を送ることができるよう、以下の6種の日常生活用具を給付又は貸与します。

◎ 本町では、「隠岐の島町障がい者等日常生活用具給付等事業実施要領」に基づき、他市町村の状況も踏まえつつ、利用者の立場に立った運用を目指します。

(単位：給付決定件数／年)

用 具 種 別	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (特殊寝台・特殊マットなど)	0	1	1	1
自立生活支援用具 (入浴補助用具・便器・火災警報器など)	2	3	3	3
在宅療養等支援用具 (ネブライザー・電気式たん吸引器など)	3	4	4	4
情報・意思疎通支援用具 (点字器・聴覚障がい者用通信装置など)	0	2	2	2
排泄管理支援用具 (ストマ用装具・紙おむつなど)	160	160	160	160
居宅生活動作補助用具 (スロープ・手すりなどの住宅改修)	0	1	1	1

- ✚ 介護・訓練支援用具は、年間1人の利用者を見込みました。
- ✚ 自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具は、実績から平均的に年間2～4人の利用を見込みました。
- ✚ 排泄管理支援用具は、増加しているためこれまでの実績を踏まえ見込みました。
- ✚ 居住生活動作補助用具は、年間1人の利用者を見込みました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 障がい者手帳の交付にあわせて、日常生活用具給付等についての説明を行うなど本事業の周知に努めます。特に、排泄管理支援用具（ストマ装具）は継続して利用する用具であるため、スムーズな供給体制に努めるとともに他種目についても広く啓発し、サービスの利用を促します。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

- 聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、聴覚障がい者等の交流活動の促進や町の広報活動等の支援者として、日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

(単位：人)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 (講習修了者数)	0	0	0	1

令和8年度末までに1名を見込み、数値を設定しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 島根県聴覚障害者情報センターの実施する養成研修会を活用するなど手話奉仕員の養成に向け、啓発等に取り組みます。

(9) 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

上段（単位：人）・中段（単位：事業所）・下段（単位：時間）

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	3	3	4	5
	1	1	1	2
	160	150	200	250

利用者1人あたり年間50時間の利用を想定し、数値を見込みました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 移動支援の利用希望者の把握に努めるとともに、居宅生活支援（ホームヘルプ）と組み合わせ、障がいのある方の生活を支援します。
- ・ 障がいの特性に合わせた移動支援となるよう、サービスの充実に努めます。
- ・ 制度内容を見直し、より利用しやすい、事業者が参入しやすい制度を検討します。

(10) 地域活動支援センター事業

- 障がいのある方へ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の便宜を供与し、地域生活支援の促進を図ります。

◎ 本町では地域活動支援センター“太陽”へ委託し事業を実施しています。

上段（単位：箇所）・下段（単位：人）

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業及び 機能強化事業	1	1	1	1
	25	25	25	25

※人：1年間にサービスを利用する実人数

✚ 現在の利用者数を基礎とし、今後の地域生活における利用者を見込みました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 関係機関との連携により、サービスが必要な利用者の把握に努めます。また、広報誌・チラシの配布による啓発等により、利用者への周知を図ります。

(11) 日中一時支援事業

- 障がいのある方の日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息のため、障がいのある方を預かり監護します。

上段（単位：箇所）・下段（単位：人）

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	4	4	4	4
	18	20	20	20

✚ 利用者数の増加が見込まれるため数値を設定しました。令和5年度より新たに基準該当事業所2箇所での受け入れを開始しています。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 各事業所における人員不足、スペース不足等の課題を確認し、日中の居場所確保について関係機関で検討します。

(12) 知的障がい者職親委託事業

- 障がいのある方に理解のある雇用主が、親代わりになって自己のもとに預かり、技能習得訓練等を行うことで就労継続能力を高めるとともに、仕事を通しての社会生活での自立を促進します。

上段（単位：箇所）・下段（単位：人）

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障がい者職親委託事業	0	1	1	1
	0	1	1	1

- ✚ 現在、実績はありませんが、一般就労につながる方策の一つとして事業を継続し、さらに事業所数の拡充を目指し、数値を設定しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 商工会等の関係機関と連携し、職親となる雇用主の増に努めます。また、職親の登録事業所に雇用の機会を作るよう協力を求めています。

(13) 生活サポート事業（配食サービス）

- 地域で暮らす障がいのある方に対して、食生活面の充実及び安定を図るため、弁当を届けます。

上段（単位：箇所）・下段（単位：人）

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業 （配食サービス）	3	3	3	3
	19	20	20	20

- ✚ 利用者は現状の人数を見込み、数値を設定しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 関係機関との連携により、サービスが必要な利用者の把握に努めるとともに事業の周知及び配食事業所の確保に努めます。

(14) 社会参加促進事業（障がい者自動車運転免許取得及び自動車改造事業）

- 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成します。

(単位：利用人数／年)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得及び 自動車改造事業	1	1	1	1

✚ これまでの実績から、年間1件を見込み、数値を設定しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 広報誌・チラシの配布による啓発等により利用者への周知を図ります。

(15) 社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室開催等事業）

- スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある方の体力増加、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催等、障がい者の社会参加活動を行うための支援を行います。

(単位：回数／年)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	0	1	1	1

✚ 年1回の開催を見込み、数値を設定しました。

《見込み量確保のための方策》

- ・ 関係機関と連携を図るとともに周知に努めます。

(16) 社会参加促進事業（自動車航送料助成）

- 障がいのある方の社会参加や交流促進を図るため、隠岐航路における自動車の航送料の一部を助成します。

(単位：利用件数／年)

事業名	令和5年度 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車航送料助成	14	13	13	13

 これまでの助成実績件数から数値を設定しました。

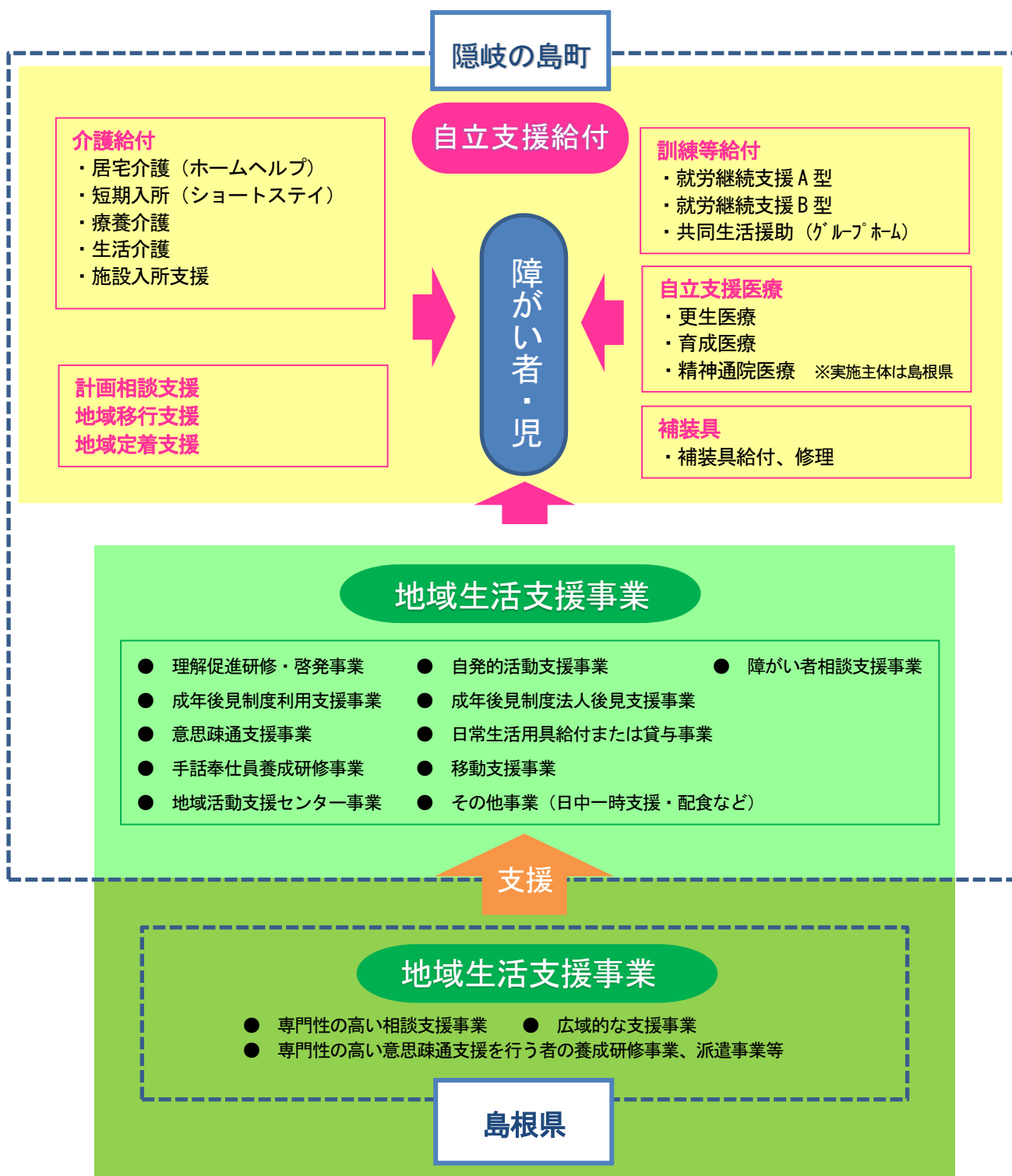
《見込み量確保のための方策》

- ・ 障がい者手帳の交付にあわせて、本事業の説明を行うとともに広報誌・チラシの配布による啓発等により利用者への周知を図ります。

資料

1. 障がいのある方が利用できるサービスについて

(1) 障がい者総合支援法による総合的な支援



相談支援体制イメージ図

隠岐の島町地域自立支援協議会
支援体制の協議・計画の点検・評価

支援課題の検討・協議
困難事例対応への助言

相談支援事業所

太陽

計画相談支援
地域移行支援
地域定着支援
障がい者相談支援事業

にじ

計画相談支援
地域移行支援
地域定着支援
障がい者相談支援事業

関係機関等

隠岐病院
(地域連携室)

隠岐保健所

隠岐養護学校

隠岐の島町社会
福祉協議会

ハローワーク隠岐の島
(就労支援)

ボランティア団体

・当事者の会

- ・さくらんぼの会
- ・島後地区家族会
- ・断酒会
- ・民生児童委員協議会
- ・隠岐の島町身体障害者福祉協会
- ・手をつなぐ育成会

役 場

福祉担当部署

- ・窓口
- ・業務の連絡調整
- ・制度の周知
- ・サービス申請受付

保健担当部署

- 医療・困難ケース等
- ・相談支援事業所と連携し情報整理
- ・実態把握
(訪問調査・指導)

隠岐の島町地域
包括支援センター

教育委員会

相談支援チーム

当事者
(家族)

サービス事業所

- ・仁万の里
- ・みんなの作業所
- ・ふれあい五箇(居宅介護支援・デｲサービス)
- ・中条デｲサービスセンター
- ・あじさい
- ・地域活動支援センター太陽
- ・隠岐障がい者就業・生活支援センター太陽
- ・リベラル障がい福祉サービス事業所
- ・岬町デｲサービスセンター
- ・小規模多機能ホーム風和里

(2) 障がい福祉サービス提供事業所について

サービス提供事業所所在図(令和6年3月31日現在)



凡 例

●	サービス提供事業所
●	グループホーム

サービス提供事業所一覧

(令和6年3月31日現在)

事業所名	提供サービス種類	住所・電話番号
社会福祉法人ふれあい五箇 ふれあい五箇通所介護事業所 (基準該当事業所) ふれあい五箇訪問介護事業所	○生活介護	隠岐の島町北方 278-2 Tel 08512-5-3541
	○居宅介護	
	○配食サービス	
	○移動支援事業	
社会福祉法人博愛 みんなの作業所	○生活介護	隠岐の島岬町中の津の四 302 Tel 08512-2-3865
	○就労継続支援B型	
	○共同生活援助	
社会福祉法人博愛 障がい者支援施設 仁万の里 福祉型障がい児入所施設 仁万の里	○施設入所支援	隠岐の島町都万 2582-1 Tel 08512-6-2289
	○短期入所	
	○生活介護	
	○就労継続支援B型	
	○共同生活援助	
	○日中一時支援事業	
	○障がい児入所支援	
	○障がい児等療育支援事業	
社会福祉法人博愛 相談支援事業所 にじ	○計画相談支援	
	○地域移行支援	
	○地域定着支援	
	○障がい者相談支援事業	
社会福祉法人わかば あじさい	○生活介護	
	○就労継続支援B型	
	○共同生活援助	
社会福祉法人わかば 太陽	○地域活動支援センター	隠岐の島岬町中の津の四 309-1 Tel 08512-2-5699
	○障がい者就業・生活支援センター	
社会福祉法人わかば 相談支援事業所 太陽	○計画相談支援	
	○地域移行支援	
	○地域定着支援	
	○障がい者相談支援事業	
リベラル合同会社 リベラル障がい福祉サービス事業所	○居宅介護	隠岐の島町上西蓮花畑 11-2 Tel 08512-3-1077
	○重度訪問介護	
岬町デイサービスセンター	○日中一時支援事業	隠岐の島町岬町中の津の四 304 Tel 08512-2-3454
小規模多機能ホーム 風和里	○日中一時支援事業	隠岐の島町有木山崎 10-1 Tel 08512-3-0775

※基準該当事業所・・・介護保険施設であり本来であれば高齢者しか利用できないが、
指定を受けることにより障がいのある方でも利用できる施設となっているもの